

指導監査基準（指定共同生活援助（介護サービス包括型））

○根拠法令

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

「都条例155号」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

「都規則175号」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

「障発1206001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

「平18厚労告523」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

「平18厚労告550」＝厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年9月29日厚生労働省告示第550号）

「指定障害福祉サービス基準」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
第1 基本方針	1 指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、当該指定共同生活援助の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供しているか。 2 指定共同生活援助事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った指定共同生活援助の提供に努めているか。 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。 4 指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行っているか。	(1)都条例155号第3条第1項 (1)都条例155号第3条第2項 (1)都条例155号第3条第3項 (2)令和6年5月9日付6福祉障施第501号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」（通知） (1)都条例155号第193条	C B又はC C B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
第2 人員に関する基準			支援法第43条第1項	
1 世話人	1	指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	(1)都条例155号第194条第1号 (2)都規則175号第43条第1項第1号	C
2 生活支援員	1	指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、(1)から(4)に掲げる数の合計数以上となっているか。 (1) 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下(2)から(4)において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数 (2) 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数 (3) 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数 (4) 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数	(1)都条例155号第194条第2号 (2)都規則175号第43条第1項第2号	C
3 世話人及び生活支援員の要件等	1	世話人及び生活支援員は障がい者の福祉の増進に熱意があり、障がい者の日常生活を適切に支援する能力を有する者となっているか。	(1)障発1206001通知第十五1(3)①	C
	2	世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間及び深夜の時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保しているか。	(1)障発1206001通知第十五1(3)②	C
4 サービス管理責任者	1	指定共同生活援助事業所ごとに、(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数となっているか。 (1) 利用者の数が30以下の場合 1人以上 (2) 利用者の数が30を超える場合 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	(1)都条例155号第194条第3号 (2)都規則175号第43条第1項第3号	C
5 利用者数の算定	1	1、2及び4の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。 なお、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	(1)都規則175号第43条第2項	C
6 職務の専従		1、2及び4に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）	(1)都規則175号第43条第3項	C
7 管理者	1	指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	(1)都条例155号第195条第1項及び第2項	C
	2	指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者になっているか。	(1)都条例155号第195条第3項	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
第3 設備に関する基準		支援法第43条第2項	
1 設備及び備品等	1 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通して指定共同生活援助を提供する施設又は病院の敷地外に設けているか。 2 指定共同生活援助事業所は1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下4から6までにおいて同じ。）を有するものとなっているか。 3 当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。 4 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとなっているか。（共同生活住居とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。） 5 共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下としているか。 なお、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、共同生活住居の入居定員は2人以上20人（都知事が特に必要があると認めるときは30人）以下としているか。 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、都知事が特に必要であると認めるときの入居定員は、2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同じ数を上限とする。）としているか。 7 共同生活住居は、1以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる利用者が相互に交流を図るための設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。 8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。 9 ユニットには、居室及び当該居室に近接して設けられる相互に交流を図るための設備を設けているか。その居室は次のとおりとなっているか。 ① 居室の定員は、1人とすること。 （ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。） ② 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。	(1)都条例155号第196条第1項 (1)都条例155号第196条第2項 (1)都規則175号第44条第1項 (1)都条例155号第196条第3項 (2)障発1206001通知第十五の2(3)① (1)都条例155号第196条第4項 (2)都規則175号第44条第2項 (1)都条例155号第196条第5項 (2)都規則175号第44条第3項 (1)都条例155号第196条第6項 (1)都条例155号第196条第7項 (2)都規則175号第44条第4項 (1)都条例155号第196条第8項及び第9項 (2)都規則175号第44条第5項	C C C B C C C C C C

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
第4 運営に関する基準	10	サテライト型住居の居室は、次のとおりとなっているか。 ① 入居定員は、1人とする事。 ② 居室面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする事。	(1)都条例155号第196条第10項 (2)都条例規則175号第44条第6項	B又はC
	11	サテライト型住居には、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。	(1)都条例155号第196条第11項 支援法第43条第2項	
	1	指定共同生活援助事業者は、支給決定障がい者が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第13条第1項)	
	2	利用者との間で指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定共同生活援助の内容 ウ 当該指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定共同生活援助の提供開始年月日 オ 指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面を交付しているか。 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する場合、利用者の承諾を得ているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第13条第2項) (2)社会福祉法第77条第1項 (3)社会福祉法施行規則第16条第2項 (4)障発1206001通知第十五3(13) 準用(第三3(1))	
2 提供拒否の禁止	1	指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。なお、正当な理由とは、 ・ 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合。 ・ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合。 ・ 運営規程で定めている主たる対象の障がいの種類以外の申込みであって、利用申込者に対し自ら適切な提供が困難な場合。 ・ 入院治療が必要な場合。 をいう。	(1)都条例155号第199条 準用(第15条) (2)障発1206001通知第十五3(13) 準用(第三3(3))	C

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
3 連絡調整に対する協力	1	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について区市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域のサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、できる限り協力しているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第16条) (2)障発1206001通知第十五3(13) 準用(第三3(4))	C
4 受給資格の確認	1	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第18条)	C
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	1	指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第19条第1項)	C
	2	指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定に要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について必要な援助を行っているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第19条第2項)	C
6 心身の状況等の把握	1	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第20条)	C
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	1	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第21条第1項)	C
	2	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第21条第2項)	C
8 サービスの提供の記録	1	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を記録しているか。 また、提供時点での上記伝達すべき必要な事項について記録を適切にできる場合に限り、これらの事項について後日一括して記録しているか。	(1)都条例155第199条 準用(第58条第1項) (2)障発1206001通知第十五3(13) 準用(第四3(2)①)	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
9 入退居	2	指定共同生活援助事業者は、1の規定による記録に際しては、支給決定障がい者から指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第58条第2項) (2)障発1206001通知 第十五3(13) 準用(第四3(2)②)	C
	1	指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供されているか。	(1)都条例155号第197条の3第1項	C
	2	指定共同生活援助事業者は、入居の申込みに際しては、当該利用申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	(1)都条例155号第197条の3第2項	C
	3	指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行っているか。	(1)都条例155号第197条の3第3項	B又はC
10 入退居の記録の記載等	4	指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	(1)都条例155号第197条の3第3項	B又はC
	1	指定共同生活援助事業者は、支給決定障がい者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しているか。	(1)都条例155号第197条の4第1項	B又はC
11 指定共同生活援助事業者が支給決定障がい者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	2	指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく区市町村に対し報告しているか。	(1)都条例155号第197条の4第2項	C
	1	指定共同生活援助事業者が指定共同生活援助を提供する支給決定障がい者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障がい者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 12の1から3に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。	(1)都条例155号第199条 準用(第24条第1項) (2)障発1206001通知 第十五3(13) 準用(第三の3(10))	C
	2	1の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障がい者に対し説明を行い、その同意を得ているか。（ただし、12の1から3までに掲げる支払については、この限りでない。） ※ 指定共同生活援助事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。	(1)都条例155号第199条 準用(第24条第2項)	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
12 利用者負担額等の受領	ア 指定共同生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。		
	イ 利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。		
	1 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行う指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。	(1)都条例155号第197条の5第1項	C
	2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けているか。	(2)都条例155号第197条の5第2項	C
	3 指定共同生活援助事業者は1及び2の場合において支給決定障がい者から支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障がい者から受けることのできる次に掲げる費用以外の支払を受けていないか。 ア 食材料費 イ 家賃 ウ 光熱水費 エ 日用品費 オ アからエのほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障がい者に負担させることが適当と認められるもの ※「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月6日障発第1206002号）を参照。	(1)都条例155号第197条の5第3項 (2)都規則175号第44条の2	C
	4 指定共同生活援助事業者は、1から3までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者に対し交付しているか。 5 指定共同生活援助事業者は、3の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者の同意を得ているか。	(1)都条例155号第197条の5第4項 (1)都条例155号第197条の5第5項	C
13 利用者負担額に係る管理	1 指定共同生活援助事業者は、支給決定障がい者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障がい者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第155条の2第1項)	C

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
14 訓練等給付費の額に係る通知等	2	指定共同生活援助事業者は、支給決定障がい者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障がい者が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障がい者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第155条の2第2項)	C
	1	指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障がい者等に対し、当該支給決定障がい者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第27条第1項)	C
	2	指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者等に対して交付しているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第27条第2項)	C
15 指定共同生活援助の取扱方針	1	指定共同生活援助事業者は、共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及び置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。	(1)都条例155号第197条の6第1項	B又はC
	2	指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。	(1)都条例155号第197条の6第2項	C
	3	指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。	(1)都条例155号第197条の6第3項	C
	4	指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。	(1)都条例155号第197条の6第4項	C
	5	指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 ※福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。	(1)社会福祉法第78条 (2)都条例155号第197条の6第5項 (3)平成24年9月7日24福保第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）の改正について」	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
16 地域との連携等	1	指定共同生活援助事業者は、その事業の運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	(1)都条例155号第197条の7第1項	B又はC
	2	指定共同生活援助事業者は、その事業の運営に当たって、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする、以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	(1)都条例155号第197条の7第2項	B又はC
	3	指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けているか。	(1)都条例155号第197条の7第3項	B又はC
	4	指定共同生活援助事業者は、2の報告、要望、助言等についての記録を作成しているか。また、当該記録を公表しているか。	(1)都条例155号第197条の7第4項	B又はC
	※	2から4の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。	(1)都条例155号第197条の7第5項	
17 共同生活援助計画の作成等	1	サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第54条第2項)	C
	2	サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第54条第3項)	C
	3	アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し理解を得ているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第54条第4項)	C
	4	サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。この場合において、当該指定共同生活援助事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるように努めているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第54条第5項)	B又はC
	5	サービス管理責任者は、利用者及び当該利用者に対する指定共同生活援助の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う共同生活援助計画の作成に係る会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第54条第6項)	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
18 サービス管理責任者の責務等	6 サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第54条第6項)	B又はC
	7 サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第54条第7項)	C
	8 サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて、共同生活援助計画の変更を行っているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第54条第8項)	C
	9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に利用者に面接すること。 イ 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。	(1)都条例155号第199条 準用(第54条第9項)	C
	10 共同生活援助計画に変更のあった場合、1から7に準じて取り扱っているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第54条第10項)	C
	1 サービス管理責任者は、17で規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。		
	(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。	(1)都条例155号第196条の2第1項第1号	C
	(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。	(1)都条例155号第196条の2第1項第2号	C
	(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。	(1)都条例155号第196条の2第1項第3号	B又はC
	(4) 他の従事者に対して、技術的指導及び助言を行うこと。	(1)都条例155号第196条の2第1項第4号	B又はC
19 相談及び援助	2 サービス管理責任者は、業務を行うにあたって、利用者の自己決定の尊重を原則としたうえで、利用者が自ら意思を決定することが困難を抱える場合に、適切に利用者への意思決定が行われるよう努めているか。	(1)都条例155号第196条の2第2項	B又はC
	1 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第63条)	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
20 介護及び家事等	1	介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行っているか。	(1)都条例155号第198条第1項	C
	2	指定共同生活援助において、調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。	(1)都条例155号第198条第2項	B
	3	指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護及び家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）の援助を受けさせていないか。	(1)都条例155号第198条第3項	C
21 社会生活上の便宜の供与等	1	指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。	(1)都条例155号第198条の2第1項	B
	2	指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対して当該利用者が行うべき手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行っているか。	(1)都条例155号第198条の2第2項	C
	3	指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めているか。	(1)都条例155号第198条の2第3項	B
22 緊急時の対応	1	従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第32条) (2)障発1206001通知 第十五3(13) 準用(第三3(17))	C
23 支給決定障がい者に関する区市町村への通知	1	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を受けている支給決定障がい者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 (1) 正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって介護等給付費又は特例介護等給付費を受け、又は受けようとしたとき。	(1)都条例155号第199条 準用(第89条)	B又はC
24 管理者の責務	1	指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第53条第1項)	B又はC
	2	指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定共同生活援助に係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第53条第2項)	C
	3	指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者に、都条例155号（指定障害福祉サービス基準条例）第13章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第53条第3項)	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
25 運営規程	1 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入居定員 (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障がい者から受領する費用の種類及びその額 (5) 入居に当たっての留意事項 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 非常災害対策 (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) 地域生活支援拠点等であることの明記（市町村により位置づけられている場合のみ） (11) その他事業の運営に関する重要事項	(1)都条例155号第196条の3	B又はC
26 勤務体制の確保等	1 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めてあるか。また、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を明確にしているか。 2 1の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しているか。 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しているか。（ただし、当該指定共同生活援助事業者が指定共同生活援助の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。） 4 3のただし書の規定により指定共同生活援助を提供する場合にあっては、指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 5 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定居宅介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。 6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	(1)都条例155号第197条第1項 (2)障発1206001通知第十五3(9)① (1)都条例155号第197条第2項 (2)障発1206001通知第十五3(9)① (1)都条例155号第197条第3項 (1)都条例155号第197条第4項 (1)都条例155号第197条第5項 (2)障発1206001通知第十五3(9)③ (1)都条例155号第197条第6項	C C C C B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
27 業務継続計画の策定等	1	指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第12条の2第1項)	B又はC
	2	指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第12条の2第2項)	B又はC
	3	指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第12条の2第3項)	B又はC
28 支援体制の確保	1	指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。	(1)都条例155号第197条の2	C
29 定員の遵守	1	指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットごとの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）	(1)都条例155号第198条の3	C
30 非常災害対策	1	昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件（※）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行っているか。 ※ 階数2及び延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2及び延床面積1,500㎡以上の保育所	(1)建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号 (2)建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条	B
	2	昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。	(1)建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号 (2)建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条	B
	3	指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てて、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第74条第1項)	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
31 衛生管理等	4	指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第74条第2項)	B又はC
	5	指定共同生活援助事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第74条第3項)	B又はC
	6	区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。 また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、訓練結果を区市町村長に報告しているか。	(1)水防法第15条の3 第1項、第2項及び第5項 (2)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項及び第5項	B又はC
	1	指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第90条第1項)	C
	2	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように規則で定める措置を講じているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第90条第2項)	B又はC
	ア	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するための委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を定期的に開催すること。	(2)都条例175号第11条の2	
32 協力医療機関等	イ	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。		
	ウ	従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施すること。 また、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。		
	1	指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	(1)都条例155号第198条の4第1項	C
	2	指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	(1)都条例155号第198条の4第2項	B又はC
	3	指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。	(1)都条例155号第198条の4第3項	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
33 掲示	4	指定共同生活援助事業者は、1の協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。	(1)都条例155号第198条の4第4項	B又はC
	1	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。または、当該重要事項を備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第92条)	B又はC
34 身体的拘束等の禁止	1	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件等の手続きを行った旨を記録しているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第35条の2第1項) (2)障発1206001通知第十五3(13) 準用(第三3(26)①)	C
	2	指定共同生活援助事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第35条の2第2項)	C
	3	指定共同生活援助事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第35条の2第3項)	C
	ア	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	(2)都規則第175号第4条の3	
35 秘密保持等	イ	身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。		
	ウ	従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。		
	1	指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	(1)都条例155号第199条 準用(第36条第1項)	C
	2	指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第36条第2項)	B又はC
	3	指定共同生活援助事業者は、他の指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、予め、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第36条第3項)	C

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
36 情報の提供等	1	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定共同生活援助事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第37条第1項)	B又はC
	2	指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	(1)都条例155号第199条 準用(第37条第2項)	B又はC
37 利益供与等の禁止	1	指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	(1)都条例155号第199条 準用(第38条第1項)	C
	2	指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	(1)都条例155号第199条 準用(第38条第2項)	C
38 苦情解決	1	指定共同生活援助事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第39条第1項)	B又はC
	2	指定共同生活援助事業者は、1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第39条第2項)	B又はC
	3	指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第39条第3項)	C
	4	指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、支援法第11条第2項の規定により都知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して都知事が行う調査に協力し、都知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第39条第4項)	C
	5	指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、支援法第48条第1項の規定により都知事又は区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して都知事又は区市町村長が行う調査に協力し、都知事又は区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第39条第5項)	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
39 事故発生時の対応	6 指定共同生活援助事業者は、都知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、3から5までの改善の内容を都知事、区市町村又は区市町村長に報告しているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第39条第3～5項)	C
	7 指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第39条第6項)	C
	1 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ （イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） カ 感染症の発生 キ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等） サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの	(1)都条例155号第199条 準用(第40条第1項) 令和6年5月9日付6福祉障施第499号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」	C
	2 指定共同生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録をしているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第40条第1項)	C
	3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第40条第2項)	C
	4 指定共同生活援助事業者は、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関ア地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくように努めているか。	(1)平成28年9月15日付障障発0915第1号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
40 虐待の防止	1	指定共同生活事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ装置その他の情報通信機器の活用も可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 イ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。 ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	(1)都条例155号第199条 準用(第40条の2) (2)都規則175号第4条の4	C
41 会計の区分	1	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	(1)都条例155号第199条 準用(第41条)	C
42 記録の整備	1	指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	(1)都条例155号第199条 準用(第75条第1項)	B
	2	指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。 ア 17に規定する共同生活援助計画 イ 8に規定するサービスの提供の記録 ウ 23に規定する支給決定障がい者に関する市町村への通知に係る記録 エ 34に規定する身体的拘束等の記録 オ 38に規定する苦情の内容等の記録 カ 39に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(1)都条例155号第199条 準用(第75条第2項) (2)平18厚労令171第213条 準用(第75条)	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
第5 届出等			
1 変更の届出	1 指定共同生活援助事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第13号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の19第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号、第7号、第8号、第12号及び第13号で掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を都知事に届け出ているか。 ※ 指定共同生活援助事業者が変更の届出を要する事項 ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 エ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 オ 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 カ 運営規程 キ 第4の32の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（32の(2)に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力医療機関との契約内容を含む） ク 第4の28の関係機関との連携その他の支援体制の概要 ケ 当該申請に係る事業に係る訓練等付費の請求に関する事項 2 1の届出であって、共同生活援助の利用者の定員の増加に伴う場合、当該共同生活援助に係る従業者の勤務体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行っているか。	(1)支援法第46条第1項 (2)支援法施行規則第34条の23第1項第13号及び第2項 (3)支援法施行規則第34条の19第1項	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
2 業務管理体制の整備	1 指定共同生活援助事業者は、障がい者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障がい者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。 ア 指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の指定事業者等 ① 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。 イ 指定を受けている事業所及び施設の数が20以上100未満の指定事業者等 ① 法令遵守責任者を選任しているか。 ② 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ウ 指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定事業者等 ① 法令遵守責任者の選任をしているか。 ② 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ③ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	(1) 支援法第42条第3項 (2) 支援法第51条の2第1項 (3) 支援法規則第34条の27	C
	2 指定共同生活援助事業者は、都知事に対し、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。）また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所及び施設の数20以上の指定事業者等に限る。） エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定事業者等に限る。） また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。	(1) 支援法第51条の2第2項 (2) 支援法規則第34条の28	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
第6 訓練等給付費の算定及び取扱い		支援法第29条第3項	
1 基本事項	1 指定共同生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定共同生活援助事業に要した費用の額となっているか。 2 1の規定により、指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	(1)平18厚労告523の一 (2)平18厚労告539 (1)平18厚労告523の二	C
2 共同生活援助サービス費	1 共同生活援助サービス費については、障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホーム（指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。）における指定共同生活援助の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障がい者に限る。3において同じ。）（3に規定する障がい者を除く。）に対して、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 2 令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、1にかかわらず、次に掲げる単位数を1日につき算定しているか。 ただし、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。 ア 区分6 369単位 イ 区分5 306単位 ウ 区分4 270単位 3 共同生活援助サービス費(Ⅱ)については、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の注1 (1)平18厚労告523別表第15の1の注2 (1)平18厚労告523別表第15の1の注3	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
3 退居後共同生活援助サービス費	4 共同生活援助サービス費（2に規定する場合を含む。）の算定に当たって、次のアからオまでのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 また、ウ及びオに該当する場合にあっては、ウに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を、エ及びオに該当する場合にあっては、エに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ア 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める利用者の数の基準等（平18厚労告550）第十の表に掲げる員数の基準に該当する場合 同表に掲げる割合 イ 指定共同生活援助の提供に当たって、共同生活援助計画が作成されていない場合、次の①及び②に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 ① 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 ② 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 ウ 共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の95 エ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93 オ 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（指定障害福祉サービス基準第210条第2項に規定するサテライト型住居に係る入居定員を含む。）の合計数が21人以上である場合 100分の95	(1)平18厚労告523別表第15の1の注4	C
	5 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（2の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（2の適用を受けている間に限る。）を除く。）に、共同生活援助サービス費を算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の注9	C
	1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定共同生活援助事業所の従業者が、当該指定共同生活援助事業所を退居した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について1の自立生活支援加算（Ⅰ）又は3の自立生活支援加算（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して指定共同生活援助を行った場合に、当該退居の属する月から3月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定しているか。 ただし、3月を超えて引き続き支援することが必要であると区市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定できるものとする。	(1)平18厚労告523別表第15の1の2の3の注9	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
4 人員配置体制加算	1 人員配置体制加算（Ⅰ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合（一時的に体験的な利用が必要と認められる障がい者に対して行う場合を除く。以下この4において同じ。）に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の3の2注1	B又はC
	2 人員配置体制加算（Ⅱ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合（一時的に体験的な利用が必要と認められる障がい者に対して行う場合を除く。以下この4において同じ。）に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、1を算定している場合は、算定しない。	(1)平18厚労告523別表第15の1の3の2注2	B又はC
	3 人員配置体制加算（Ⅲ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定を受ける利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。 ただし、1又は2を算定している場合は、算定しない。	(1)平18厚労告523別表第15の1の3の2注3	B又はC
	4 人員配置体制加算（Ⅳ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定を受ける利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。 ただし、1から3までを算定している場合は、算定しない。	(1)平18厚労告523別表第15の1の3の2注4	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
5 福祉専門職員配置等加算	1	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 世話人又は生活支援員（2及び3において「世話人等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の4の注1	B又はC
	2	福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数加算しているか。 また、1を算定している場合に、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の4の注2	B又はC
	3	福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 次のア又はイのいずれかに該当するものとして都知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、1又は2を算定している場合に、算定していないか。 ア 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 イ 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	(1)平18厚労告523別表第15の1の4の注3	B又はC
6 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	1	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障がいのある者（以下「視覚障がい者等」という。）である指定共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、都条例155第194条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の4の2注1	B又はC
	2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障がいのある者（以下「視覚障がい者等」という。）である指定共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、都条例155第194条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の4の2注2	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
7 看護職員配置加算	1	都条例155号第194条に定める人員配置に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の4の3の注	B又はC
8 高次脳機能障害者支援体制加算	1	高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の4の4の注	C
9 ピアサポート実施加算	1	次のアからウまでのいずれにも該当するものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、法第4条第1項に規定する障害者（以下9及び10において単に「障害者」という。）又は障害者であったと知事が認める者（以下9及び10において単に「障害者等」という。）である従業者であって、障害者ピアサポート研修終了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ア 16の3の自立生活支援加算(Ⅲ)を算定していること。 イ 障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上（当該2名のうち少なくとも1名は障害者等とする。）を配置していること。 ウ イに掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。	(1)平18厚労告523別表第15の1の注8	C
10 退去後ピアサポート実施加算	1	次のアからウまでのいずれにも該当するものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、障害者等である従業者であって、障害者ピアサポート研修終了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ア 3の退去後共同生活援助サービス費を算定していること。 イ 障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上（当該2名のうち少なくとも1名は障害者等とする。）を配置していること。 ウ イに掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。	(1)平18厚労告523別表第15の1の4の6の注	C
11 夜間支援等体制加算	1	夜間支援等体制加算（Ⅰ） 夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の5の注1	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	2 夜間支援等体制加算（Ⅱ） 宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、1の算定対象となる利用者については、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の5の注2	B又はC
	3 夜間支援等体制加算（Ⅲ） 夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。 また、1又は2の算定対象となる利用者については、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の5の注3	B又はC
	4 夜間支援等体制加算（Ⅳ） 夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活援助（夜間支援体制加算（Ⅰ）の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。以下の5及び6においても同じ。）を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保できるものとして都知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の5の注4	B又はC
	5 夜間支援等体制加算（Ⅴ） 夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活援助を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保できるものとして都知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。 また、4の算定対象となる利用者について、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の5の注5	B又はC
	6 夜間支援等体制加算（Ⅵ） 夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活援助を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。 また、4または5の算定対象となる利用者について、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の5の注6	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
12 重度障害者支援加算	1	重度障害者支援加算（Ⅰ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、平成18年厚生労働省告示第523号別表第8の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の6の注1	B又はC
	2	1の重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定共同生活援助事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の6の注2	B又はC
	3	重度障害者支援加算（Ⅱ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、区分4以上に該当し、平成18年厚生労働省告示第523号別表第8の1の注1の（2）に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、1を算定している場合は、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の6の注3	B又はC
	4	3の重度障害者支援加算（Ⅱ）が算定されている指定共同生活援助事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の6の注4	B又はC
	5	1の重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の6の注5	B又はC
	6	3の加算が算定されている指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の6の注6	B又はC
	7	3の重度障害者支援加算（Ⅱ）が算定されている指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の6の注7	B又はC
	8	4の加算が算定されている指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の6の注8	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
13 医療的ケア対応支援加算		指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の7の注	B又はC
14 日中支援加算	1	日中支援加算（Ⅰ） 指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障がい者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障がい者をいう。）であって日中を生活共同住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、指定共同生活援助事業所にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合は、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の8の注1	B又はC
	2	日中支援加算（Ⅱ） 指定共同生活援助事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センターの利用者、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（以下「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の8の注2	B又はC
15 集中的支援加算	1	集中的支援加算（Ⅰ） 強度行動障害を有する障がい児者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の9の注1	B又はC
	2	集中的支援加算（Ⅱ） 強度行動障害を有する障がい児者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた指定共同生活援助事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の9の注2	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
16 自立生活支援加算	1 自立生活支援加算（Ⅰ） 居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。3を除き、以下この加算において同じ。）の退居に向けて、指定共同生活援助事業所の従業者が、共同生活援助計画（以下この1において単に「計画」という。）を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、計画の見直しを行った日の属する月から起算して6月以内の期間に（当該利用者が退居した場合には、退居した日の属する月までの期間）に限り、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 また、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設等に入所することを希望している場合にあっては、加算していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の2の注1	B又はC
	2 自立生活支援加算（Ⅱ） 居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者が、日中サービス支援型共同生活援助計画を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 また、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等に加算していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の2の注2	B又はC
	3 自立生活支援加算（Ⅲ） 居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の2の注3	B又はC
	4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所であって、1を算定しているものにおいて、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の2の注4	B又はC
	5 指定共同生活援助事業所であって、1を算定しているものが、当該指定共同生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保等配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明および指導を行った上で、協議会又は保険、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として、更に500単位を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の2の注5	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
17 入院時支援特別加算	1	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、第2の1から4までの規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の3の注	B又はC
18 長期入院時支援特別加算	1	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、第2の1から4までの規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、入院時支援特別加算が算定される月に算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の3の2の注	B又はC
19 帰宅時支援加算	1	利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数(外泊の初日及び最終日を除く。)の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の4の注	B又はC
20 長期帰宅時支援加算	1	利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)。また、帰宅時支援加算が算定される期間に算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の5の注	B又はC
21 地域生活移行個別支援特別加算	1	別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合しているものとして都知事に届け出た指定共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号)に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。))に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の6の注 (2)平18厚労告551第16のロ (3)平18厚労告556第9	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
22 精神障害者地域移行特別加算	1	都条例155第196条の3に規定する運営規程に定める主たる対象とする障がい者の種類に精神障がい者を含み、かつ、都条例155第194条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうち、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置する者として都知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、当該従業者が精神科病院を退院してから1年以内の精神障がい者に対し（当該精神科病院に1年以上入院していた者に限る）、共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合には、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の6の2の注	B又はC
23 強度行動障害者地域移行特別加算	1	別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって、当該施設等を退所してから1年以内のものうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、重度障害者支援加算を算定している場合に、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の6の3の注 (2)平18厚労告551第16のハ (3)平18厚労告543第40	B又はC
24 強度行動障害者体験利用加算	1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、重度障害者支援加算を算定している場合に、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の6の4の注 (2)平18厚労告551第16のハ (3)平18厚労告543第40	B又はC
25 医療連携体制加算	1	医療連携体制加算（Ⅰ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している場合に、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の7の注1	B又はC
	2	医療連携体制加算（Ⅱ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して、1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している場合に、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の7の注2	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	3 医療連携体制加算（Ⅲ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して、2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している場合に、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の7の注3	B又はC
	4 医療連携体制加算（Ⅳ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算若しくは医療的ケア対応支援加算又は1から3のいずれかを算定している場合に、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の7の注4 (2)平18厚労告556第5の7	B又はC
	5 医療連携体制加算（Ⅴ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している場合に、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の7の注5	B又はC
	6 医療連携体制加算（Ⅵ） 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、医療的ケア対応支援加算または1から4のいずれかを算定している利用者については、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の7の注6	B又はC
	7 医療連携体制加算（Ⅶ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定していないか。	(1)平18厚労告523別表第15の7の注7 (2)平18厚労告551第16の二	B又はC
	26 通勤者生活支援加算	平18厚労告523別表第15の8の注	B又はC
	1 指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。		

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
27 障害者支援施設等 感染対策向上加算	1	障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 次のアからウまでのいずれかにも適合するものとして都知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ア 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 イ 協力医療機関等との間で、感染症（新興感染症を除く。以下このイにおいて同じ。）の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。 ウ 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。	(1)平18厚労告523別表第15の8の2の注1	B又はC
	2	障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の8の2の注2	B又はC
28 新規感染症等施設 療養加算	1	利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定共同生活援助等を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の8の3の注	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）		関係法令等	評価区分
29 情報公表未報告減算	1	支援法76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合に、所定単位数の10%を減算しているか。	(1)平18厚労告523別表第15の1の注5	B又はC
30 業務継続計画未策定減算	1	業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていない場合に、所定単位数の3%を減算しているか。 ※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。	(1)平18厚労告523別表第15の1の注6	B又はC
31 身体拘束廃止未実施減算	1	身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合に所定単位数の10%を減算しているか。 ア やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していること。緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録していること。 イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ウ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 エ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	(1)平18厚労告523別表第15の1の注7	C
32 虐待防止措置未実施減算	1	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合に所定単位数の1%を減算しているか。 ア 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 イ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。 ウ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	(1)平18厚労告523別表第15の1の注8	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
33 福祉・介護職員処遇改善加算 【※令和6年5月31日以前に提供したサービスに適用】	1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都知事又は区市町村長に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し指定共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 (1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から33までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数 (2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から33までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 (3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から33までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。（厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号）） ア 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (ア) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (イ) 当該指定共同生活援助事業所等において、（ア）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都知事に届出ていること。 (ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都知事に届け出ること。 (エ) 当該共同生活援助介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都知事に報告すること。 (オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	(1)平18厚労告523別表第15の9の注 (2)平18厚労告543の41号 準用(第2号) (3)障発1031001通知第二2(1)㉔ 準用(第二2(1)㉔)	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	(カ) 当該指定共同生活援助事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃に関するものを含む。）を定めていること。 ② ①の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 ③ 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 ④ ③について、全ての福祉・介護職員に周知していること。 ⑤ 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 ⑥ ⑤の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (ク) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。 イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アの(ア)から(カ)まで、キの①から④まで及び(ク)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (ア) アの（ア）から（カ）まで及び（ク）に掲げる基準に適合すること。 (イ) 次に掲げる要件のいずれかに適合すること。 ① 次に掲げる要件の全てに適合すること - A 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 - B Aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。 - A 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 - B Aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
34 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 【※令和6年5月31日以前に提供したサービスに適用】	1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 (1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 2から33までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 (2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 2から33までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。（厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号）） ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (ア) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ① 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であること。その他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。 ② 指定共同生活援助事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。	(1)平18厚労告523別表第15の10の注 (2)平18厚労告543の42号 準用（第17号） (3)障発1031001通知第二2(1)㉔ 準用（第二2(1)㉔）	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	③ 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではない。 ④ 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。 (イ) 当該指定共同生活援助事業所等において、（ア）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、知事に届け出ていること。 (ウ) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。 (エ) 当該指定共同生活援助事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 (オ) 共同生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 (カ) 共同生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 (キ) イの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。 (ク) (キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アの(ア)から(エ)まで及び(カ)から(ク)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
35 福祉・介護職員等 ベースアップ等支 援加算 【※令和6年5月31 日以前に提供した サービスに適用】	1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合は、2から33までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数として加算しているか。 ※別に厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号第42号の2） 次に掲げる基準にいずれにも適合しているか。 ア 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込み額が福祉・介護職員等支援加算の算定見込み額を上回り、かつ、障害福祉人材のそれぞれについての賃金改善に要する費用の見込み額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引き上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 イ 指定共同生活援助事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画を記載した福祉・介護職員等のベースアップ等支援計画所を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し都道府県知事に届け出ていること。 ウ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。 エ 当該指定共同生活援助事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 オ 共同生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 カ イの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。	(1)平18厚労告523別表第15の11の注 (2)平18厚労告543第42号の2 準用（第3号の2） (3)障発1031001通知第二3(8)㉔ 準用（第二2(1) ㉔）	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
36 福祉・介護職員等 処遇改善加算 【※令和6年6月1 日以降に提供した サービスに適用】	1 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は区市町村長に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し指定共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 (1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から33までにより算定した単位数の1000分の147に相当する単位数 (2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から33までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数 (3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から33までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数 (4) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 2から33までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数	(1)平18厚労告523別 表第15の9注1 (2)障発1031001通知 第二3(8)㉔ 準用（第二2(1)㉔）	B又はC
	2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は区市町村長に届け出た指定共同生活援助事業所等（1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し指定共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 (1) 福祉・介護職員処遇改善加算(V)(1) 2から33までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 (2) 福祉・介護職員処遇改善加算(V)(2) 2から33までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数 (3) 福祉・介護職員処遇改善加算(V)(3) 2から33までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 (4) 福祉・介護職員処遇改善加算(V)(4) 2から33までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 (5) 福祉・介護職員処遇改善加算(V)(5) 2から33までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数 (6) 福祉・介護職員処遇改善加算(V)(6) 2から33までにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数 (7) 福祉・介護職員処遇改善加算(V)(7) 2から33までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数 (8) 福祉・介護職員処遇改善加算(V)(8) 2から33までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数	(1)平18厚労告523別 表第15の9注2 (2)障発1031001通知 第二3(8)㉔ 準用（第二2(1)㉔）	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	(9) 福祉・介護職員処遇改善加算(V)(9) 2から33までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数 (10) 福祉・介護職員処遇改善加算(V)(10) 2から33までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 (11) 福祉・介護職員処遇改善加算(V)(11) 2から33までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 (12) 福祉・介護職員処遇改善加算(V)(12) 2から33までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数 (13) 福祉・介護職員処遇改善加算(V)(13) 2から33までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数 (14) 福祉・介護職員処遇改善加算(V)(14) 2から33までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該指定共同生活援助事業所等（介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定共同生活援助事業所等をいう。以下同じ。）が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 (二) 当該指定共同生活援助事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	(2) 当該指定共同生活援助事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届出ていること。 (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定共同生活援助事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。 (4) 当該指定共同生活援助事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定共同生活援助事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃に関するものを含む。）を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。 (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 (10) 共同生活援助サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを届け出ていること。		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和六年五月三十一日において現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号）による改正前の介護給付費等単位数表（以下「旧介護給付費等単位数表」という。）の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イの(1)の(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イの(1)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	チ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 リ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ヌ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ル 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 ヲ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イの(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。) 及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ワ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等処遇改善加算(III)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) (2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	カ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 コ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イの(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ク 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 レ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。 (2) イの(1) (→及び(→)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	ソ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。 (2) イの(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。		